

日本馬術連盟審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。

なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

(審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。ただし、各本部が推薦し資格委員会が特に認めた者については、本項にかかわらず昇格させることができる。
- 3 講習会および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。
- 4 検定試験の受験は、同一年度内において各種目1回限りとする。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、WEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。
- 3 更新登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。

(資格の昇格)

第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ① 当連盟の会員でなくなったとき
- ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定年)

第12条 資格の定年は、満75歳に達する暦年の12月31日とする。同日をもって有効期間満了とし、第5条に定める有効期間にかかわらず登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

- ・国際審判員資格を有する者
- 2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

(名誉審判員)

第14条 満65歳以上でS級および1級の審判員資格を有する者には、本人の希望により名誉審判員資格を付与する。

- 2 登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期限満了とし、以後、復活することはできないものとする。
- 3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 4 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第15条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルバッジ（以下、バッジという）を交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。
 - ① S級及び1級審判員 角型紺色
 - ② 2級審判員 角型赤色
 - ③ 3級審判員 角型緑色
 - ④ 名誉審判員 丸型金色
- 3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

- 附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。
- 附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日より施行し平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1、別表 2
- 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 3 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1
- 附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1
- 附 則 この規程は、平成 30 年 11 月 15 日より施行する。
別表 1

別表 1 資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18 才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	【障害】別表の通り 【馬場】A クラスまでの審判員（ただし主任審判員は不可） スチュワード 【総合】スチュワード 【エンデュランス】公認競技会の審判員、スチュワード

【障害】

級	取得要件	活動の範囲
2	3 級審判員資格取得後、3 級審判員の活動範囲において、実績が 2 大会以上かつ 10 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 10 回のうち、5 回は審判業務とする。	別表の通り
1	2 級審判員資格取得後、2 級審判員の活動範囲において、実績が 3 大会以上かつ 15 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 15 回のうち、10 回は審判業務とする。	別表の通り
S	1 級審判員資格取得後次のいずれかの要件を満たした者 ①FEI 審判員 Level 2 以上の資格を有する者 ②主催競技会または国民体育大会の審判員、またはカテゴリー ★★以上の公認競技会の審判長を、連続した 3 年間に 6 大会以上経験し、障害馬術本部が認めた者で、講習会を受講し検定試験に合格した者。 ただし、実績とする 6 大会のうち、3 大会は公認競技会審判長実績とする。	別表の通り

※ 活動実績カウント方法：審判員は 1 競技を 1 回、スチュワードは 1 日を 1 回としてカウントする。

ただし、1 競技会にて審判員とスチュワードを兼務する場合は、実績数の多い方を活動実績としてカウントする。また、活動実績とする大会は、〈活動の範囲 別表〉に記載のある大会のみとする。

【障 害】

〈活動の範囲 別表〉

		国体 県大会/ ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国 体
3 級	スチュワード	○	○	○	○	○	×
	チーフスチュワード	○	○	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	×	×	×	×	×	×
1 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	×	×
S 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	○	○

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

【馬 場】

級	取 得 要 件	活動の範囲
2	3 級審判員資格取得後、直近 3 年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ A クラスの審判担当実績が 5 回以上 ・ M クラス以上のセクレタリー実績が 2 回以上 ・ 馬場馬術競技会のスチュワード実績が 1 回以上 ・ 騎乗者資格 B 級以上を有していること 	3 級の活動範囲に加え、 A クラスの主任審判員 公認競技を含む M クラス以下の審判員 チーフスチュワード
1	2 級審判員資格取得後、直近 3 年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が 10 回以上（うち、M クラスが 3 回以上） ・ シットインで「可」の評価（S クラス以上）を 5 回以上 ・ 馬場馬術審判員研修会の受講実績を 2 回以上（ただし受講は年 1 回に限る） 	上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 （ただし、審判長リストにある者に限る）

級	取得要件	活動の範囲
S	<p>1級審判員資格取得後、以下の要件または活動実績のいずれかを満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <p>①FEI 審判員資格を有する者</p> <p>②日本馬術連盟講習会ディレクター</p> <p>③以下のすべての実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績（競技回数）が 30 回以上 ・ グランプリ課目の審判担当実績が 20 回以上 ・ 審判長実績が 15 回以上 	<p>制限なし</p> <p>（ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 30年度からの新取得要件の導入に伴い、経過措置として、1級・S級審判員への昇格については旧取得要件を満たす者に30年度に限り受験を認めるものとする。

【総合】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認種目の活動実績がある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、公認競技会の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が5回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会の審判長 主催競技会の審判長および審判員
S	FEI 資格を取得した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワードおよびフェンスジャッジは、1大会を1回としてカウントする。

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、主催競技会の審判員、スチュワード
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会の審判長 主催競技会の審判長 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者	制限なし
	<p>①FEI 資格を取得した者</p> <p>②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p>	

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワード共に1大会を1回としてカウントする。

別表 2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
S 級審判員	17,200 円 (バッジ代を含む)	15,000 円
1 級審判員		
2 級審判員	11,200 円 (バッジ代を含む)	9,000 円
3 級審判員		
名誉審判員	30,200 円 (バッジ代を含む)	